

共生

黒木隆之 書

2015年10月
第17号

【発行】
平成27年10月1日発行
【発行人兼編集人】
伊東安男

三浦雄一郎さんの生き方

70歳を目前にして思うのは、これからの人生をいかに健康に生きるかというのが大きなテーマである。

父は70歳で逝ってしまったが、母は99歳まで生きた。足して2で割ると85歳まで大丈夫かな？と思うのは、甘い幻想かな。

ただ、母の生きかたで大きな教訓を得たのは歩くということだった。ひたすら歩く人だった。もちろんバスに乗ると金がかかるし、乗り方もわからない。とすれば歩くことしかなかったのだろう。10キロ、20キロ、平気で歩く人だった。最後の入院になった病院の院長先生が「お母さんは骨が大きくてしっかりしていますね」とびっくりされていた。貝掘りで取った貝をいっぱい食べる人だった。貝には、カルシウムがいっぱいだったのだろう。それを証明するかのように火葬のときの骨は大きかった。これが長生きの秘訣だったのだろう。

私は、母に似て、身長は高かったが、不節制のためメタボになり高校卒業時60キロしかなかった体重は、30歳過ぎから75キロ、80キロとぶくぶく太っていった。最高86キロまで太った。ビール大好き、油もの大好き、宴会大好き、ついに、高血圧、痛風、の後60歳を目前に「前立腺がん」を宣告された。

まさか「がん」にはならないだろうとたかをくくっていたが、見事にやられてしまった。しかし、初期の段階で見つかったこともあり、無事、術後10年が過ぎた。

最近、三浦雄一郎さんの本やビデオを見る機会が多い。その中で、60歳代では乱れた食生活のためにメタボになり、500メートルの山にも登れないほどだったという。

ただ、100歳近くのお父さんの生活に触発され、生き方を変えていくというストーリーを聞くたびに新たな刺激を受ける。

家族愛に支えられた80歳の三浦雄一郎さんの生き方が大いに参考になる。70歳、75歳、80歳3度のエベレスト登頂に成功した背景には「生きる希望、生きる明確な目標を持ち、家族をはじめとする周りのさまざまなサポートに支えられてきたということが80歳なってもエベレスト登頂を成功させた原動力だといわれている。TVの健康番組の中で1日6000歩以上歩けば筋力についてはいわれている。参考にしたい。三浦さんはたいへんな読書家だといわれているが、こうして脳を活性化することも生きるうえで大切なことであるといわれている。

先生の「夢に向かう道程」の中に次のような文章がある。

思いの強さがあれば
後は努力をするか
しないかに尽きる
焦らずに
「いつでも今日がスタート」
と
思って
またゼロから進んでいけばいい

私も今年平成27年10月には満70歳を迎える。体を鍛え、「屋久島の縄文杉」と「富士登頂」を目指したい。夢と目標を大きく持ちたい。



鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 伊東安男

全国経営協「九州ブロック会議」開催報告

～法人制度見直しと経営協組織の強化について協議～

社会福祉法人の全国組織として活動の一層の活性化、実行力の向上を図るとともに会員と経営協組織の双方向性を確保することを目的として主催する「九州ブロック会議」が、7月28日（火）佐賀市で開催されました。全国経営協が主催で、全国7ブロックで開催するもの。

今年度のブロック会議では、平成27年度全国経営協の取り組み課題として、磯新会長からの基調講演、新役員体制による新たな取り組みの説明を行った後、①社会福祉法人制度改革への対応、②地域公益活動の推進、③経営協組織の強化、の3つを議題として協議がおこなわれ、本県からは、伊東会長、松村副会長等が参加し、本県の状況や考え方等について、意見要望を述べました。



ブロック会議の結果は、全国経営協としてとりまとめて今後の活動に反映させるほか、今後の組織強化の取り組みに資することとしています。

以下、九州ブロック会議での協議概要

議題1 社会福祉法人制度改革への対応

- ・社会福祉法改正案が可決（衆議院本会議7/31）されたことを受け、社会福祉法人は、より国民の負託に応える組織となり、存在意義を示して行くことが出来るとした上で、①社会福祉法人の経営理念の尊重、②社会福祉法人の本部機能の強化と事務の簡素化、③社会福祉法人の税制堅持などを全国経営協として国等へ要望していく。
- ・法人規模にもよるが会計監査人を入れるというのは負担が重すぎるのではないかと。
- ・今回の法律改正案は、非常に大きな改革で、ガバナンスの強化、事業継続に必要な財産と内部留保・余裕資産の区別明確化、評議員会の設置等への対応に組織として取り組んでいく必要がある。など共通認識を確認しました。

議題2 地域公益活動の推進について

- 「1法人（施設）貢献事業の100%（全会員法人）実施」と「複数法人の連携・協働による公益的な取り組みの全都道府県実施」を促進していく。
- ・国民への訴求力を高めるため、すでに多くの法人が取り組んでいる実践の一層の「見える化」を図るための方策を検討していく。
- ・刑余者への支援にも積極的に取り組む必要がある。などの意見がありました。

本県経営協は、全国経営協が募集した複数法人連携による本年度の「地域における公益的な活動モデル事業」に応募し、全国6ヶ所所枠でしたが、実施県に決定しました。10月に事業計画を申請します。12月9日（水）に「公益的活動事業セミナー」を開催しますので、多くのご参加をお願いします。

議題3 経営協組織の強化

- ・全国組織として組織率を上げ、社会福祉法人を巡る状況の変化に迅速かつ的確に対応する組織作りと、会員法人の取り組みに裏付けされた政策提言が行うなどの活動ができる組織強化していくことにしていく。小規模法人の加入にも力を入れ組織率を上げ、会員法人の取り組みに裏付けされた政策提言など活動の活性化を図る必要あり。
- ・その中で、組織強化のため、会員の会費基準改定案も出され、現在の経営「施設数」による基準から、法人の事業規模（事業収入額）による基準に改めることが昨年引き続き提案された。

本県の意見として伊東会長が、①2年前に会費（地域活動費）を値上げしたばかりであること②経営規模10億円以上の法人は、現在の会費5万円から2倍になり厳しい。③歳出の見直し等の理由を挙げ、値上げ時期について時間をかけて検討してほしいと反対意見を述

べました。

- ・しかしながら、参加した九州各県経営協会長からは、特段、会費改定反対の意見は出ず、むしろ会費基準の改定を行った上で組織強化を図っていくべきとの意見が大半を占めました。

ブロック会議の結果は、全国経営協ではとりまとめを行い、全国経営協大会での協議員総会にも諮り、今後、平成28年度からの全国経営協の方針決定を行うこととしています。
(改正後の会費基準案) ※ 組織活動費規程の改正案(提案 案2、県活動費を含む)

① 会費基本額	：	70,000円
② 小規模特例 前年度経常収入額2億円未満	：	40,000円
③ 大規模特例 前年度経常収入額10億円超	：	110,000円

本年度、当経営協では、社会福祉法改正に伴い、「評議員会の設置」や「社会福祉法人の余剰財産の明確化」等、法律の詳細規程の政令・省令について、内容説明及び運用解説を会員に丁寧に説明する「経営協セミナー」(本会平成28年3月8日(火)開催予定)を開催します。

第1回社会福祉法人会計研修報告

～会計基準移行の実務と課題処理に向けて～



平成27年度第1回社会福祉法人会計研修を平成27年8月5日(水)鹿児島市内のホテルにおいて264名の参加のもとで開催しました。

全社会福祉法人は、今年4月1日から新会計基準へ移行しており、実務に向けた基礎的知識の再確認、移行後の会計処理、新会計基準に係る質疑等の講義のほか、事前に提出された質問を具体的に説明しました。また、会計研修終了後には、各施設の具体的事案に対する個別相談も実施しました。

次回については、新会計基準への移行後6ヶ月を経過し、実務を行ううえで生じた疑問・質疑を提出いただき、その回答・解説を中心に講義する第2回会計研修を10月8日(木)に開催します。会計業務を理解しスムーズな業務運営を行うため、会計研修への多くの参加者をお待ちします。

今後とも、新会計基準等の質疑を含め、経営一般等につきまして、常時開設し相談を受ける「経営相談コーナー」を設けています。活用方お願いします。

経営協に加入しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。「経営者協議会」を大きな力にしていこう!

加入申込は県経営協事務局まで TEL 099-257-9885



「会員法人情報公開ページ」の 公開・更新を早急に対応ください!

平成 27 年度現況報告書及び平成 26 年度決算書類（貸借対照表・収支計算書）を、本会「会員法人情報公開ページ」に早急に登録してください。

ご登録いただきたい情報

- ①現況報告書（総括表含みます）
- ②貸借対照表（新会計基準：1 様式・2 様式まで）
- ③資金収支計算書（新会計基準：1 様式・2 様式まで）
- ④事業活動計算書（新会計基準：1 様式・2 様式まで）

- 上記の 4 点を本会アドレス（koukai@keieikyo.gr.jp）までお送りください。お送りいただければ登録完了となります。
- 昨年度公開いただいた法人も必ず更新してください。
- 登録に費用は一切かかりません。

会員の皆さまは、本年度も、平成 27 年度現況報告書及び平成 26 年度決算書類（収支計算書等）を本会「会員法人情報公開ページ」に登録してください。

全国経営協では、社会福祉法人が国民の信頼と支持を得るには、現況報告書や財務諸表にとどまらない積極的な情報公開が必要であると考えています。

また、こうした取り組みは、法人単位にとどまることなく、社会福祉法人全体が一体となり取り組んでいることを社会に発信していくことが重要です。

そのため、全ての会員法人が本会ホームページにおける情報公開の実施をしてください。

平成 27 年度に公開が必要な書類の公開がお済みでない法人につきましては、早急に対応ください。

情報公開の方法

★その 1：貴法人で登録

法人概要や公益的な取組等の実施状況などを含め、必要書類を自法人にて公開する場合以下の URL から情報公開ページへアクセスください。

<http://www.keieikyo.gr.jp/cswm/>

なお、貴法人の ID、PASSWORD が不明な場合は、サポートデスクまでお問い合わせください。その場ですぐにお伝えいたします。

★その 2：登録代行 ※最短 1 分で終わります。

本会サポートデスクが情報公開作業を代行いたします。

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| ①現況報告書（総括表含みます） | ③資金収支計算書（新会計基準：1 様式・2 様式まで） |
| ②貸借対照表（新会計基準：1 様式・2 様式まで） | ④事業活動計算書（新会計基準：1 様式・2 様式まで） |

上記の 4 点を本会アドレス（koukai@keieikyo.gr.jp）までお送りください。

（迷われた場合は 6 月末に所轄庁へ提出した書類と同じものをお送り下さい。）

本会サポートデスクにて、法人が非公開とした情報（代表者年齢・住所、施設所在地）を非表示にし、公開します。

なお、Excel シートに読み取りパスワードをかけている場合は、必ずパスワードを本会へ通知ください。

また、不足書類等がございましたら、本会から貴法人へご連絡いたします

※メールを送信いただくだけで、基本的な情報公開手続きは完了となります。

※2 様式を省略している場合はその旨をご記載ください。

※本会 HP では、法人概要や公益的な取組等の実施状況なども掲載していますので、現況報告書等以外の情報の更新は貴法人にて実施ください。

※本会にお送りいただいた情報で公開不要なものは全てデータを消去いたします。

「全国経営協情報公開サポートデスク」(9:30～17:30 土・日・祝祭日休)
電話番号：03-3581-7897 (直通)
メールアドレス：koukai@keieikyo.gr.jp

ストレスについて



社会福祉法人 霧島会

理事長 堀之内 康 弘

ストレスとは外部から刺激を受けて体に起こる反応と、その原因となる刺激（ストレス）のことです。

一般的にストレスと言うと、人間関係や職場の不満・緊張・不安・怒り・悲しみなどからなる「社会的・心理的ストレス」を思い浮かべられると思われませんがそれだけではありません。暑さ・寒さ・騒音などの「物理的ストレス」、過労・睡眠不足・栄養不足・感染などの「生理的ストレス」があります。

強いストレスを感じると免疫力が低下することが分かっており、その状態が続くと体調不良やうつ病を始めとする様々な疾病を引き起こし日常生活に影響が出てきます。

では、ストレスが全く無ければいいかというところというわけではありません。外部からの刺激が一切ない場所で人間が過ごすと、だんだんと落ち着かなくなり、体調不良を起こし、最後には発狂してしまうそうです。

適度なストレスは人が生きていくうえで、必ず必要なものなのです。

しかし、暑い寒いという温度が人により異なることと同じように、ストレスの感じ方が個々により違いがあります。自分の感

じ方はもちろん、周りの人の感じ方も知ることにより人間関係が円滑になりストレスも軽減されると思われれます。

感じ方が強い（ストレスを受けやすい）と思う方は、考え方（思考）を少し変えてみると良いといわれています。今からすぐに変えることは難しいですが、毎日ポジティブな事を言葉にすることにより、徐々にポジティブな人間になっていくそうです。

平成 27 年 12 月 1 日からストレスチェック制度が施行されます。この制度は定期的に労働者のストレス状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレス状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげる取り組みです。

労働安全衛生法の規定なので、事業場ごとの摘要になり、労働者数 50 人以上の事業場は義務となり、50 人未満の事業場は努力義務となります。

制度の施行を一つのきっかけとし、職場のストレスについて皆様で話し合われ職場環境の改善等を図る機会になればと考えます。

県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですので是非とも御利用ください。

- ◇専任指導員 1 名
- ◇兼任指導員（公認会計士）1 名
- ◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要）
- ◎連絡先：T E L 099-257-9885 F A X 099-250-9358
- ◎担 当：寺田



第4回「福祉に対する私たちの想い」 スピーチコンテスト作品募集 “こころ豊かな鹿児島をめざして”



福祉の現場や地域で日夜活躍されている方々から、喜び、やりがい等を広く県民へ発信することにより、福祉の現場をより一層ご理解いただき、今後こころ豊かな鹿児島づくりのために共に考え共に行動できることを目標とします。

応募資格

次の職員並びに各福祉関係職場で従事する役職員及び各施設等利用者

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 市町村社会福祉協議会役職員
- (3) 社会福祉施設等役職員及び各施設等利用者
 - ①老人福祉施設
 - ②児童福祉施設
 - ③障害者支援施設

応募内容

地域における活動や介護・保育・養護・就労支援など日常的に広く福祉に携わる中で受けた感動や感激、やりがいなどに伝えたいことを通して、より多くの方々に「福祉」への関心を持っていただくとともに、ますますこころ豊かな郷土づくりにつながるような実践活動を通じた提言・スピーチをしていただきます。
なお、それぞれの施設サービス利用者も思いを語ることができます。

応募方法

- (1) 申込書とスピーチ原稿を郵便、FAX又はEメールで送付してください。
- (2) スピーチ原稿は、制限時間8分以内のスピーチに収まることとし、おおむね2000字程度としてください。用紙はA4縦サイズに横書き（パソコン等使用の場合は12ポイント）を基本とします。
- (3) メール送信先 k-keieikyo@po2.synapse.ne.jp
- (4) 詳細と申込書は鹿児島県社会福祉協議会ホームページの「スピーチコンテスト作品募集要項」に掲載しております。
<http://www.kaken-shakyo.jp/>

応募締切 平成27年11月20日(金) ●発表は平成28年1月20日(水) 於:かごしま県民交流センター 県民ホール

**応募先及び
問い合わせ先**

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部 スピーチコンテスト係
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358
Eメール: k-keieikyo@po2.synapse.ne.jp

主催 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会・鹿児島県民生委員児童委員協議会・鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

事務局便り

【これからの経営協の取組み（予定を含む）】

月	日	行事名	場所	主な内容等
27年10	8	第2回会計研修	城山観光ホテル	質疑応答・新会計基準実務研修
〃	15	知事への要望	県庁	各種別協の要望事項等
12	9	地域公益活動セミナー	城山観光ホテル	複数事業所による公益的活動等の講演
28年1	20	第4回スピーチコンテスト	かごしま県民交流センター	発表・表彰等
〃	25	第3回会計研修（奄美）	奄美サンプラザホテル	質疑応答・新会計基準決算
2	10	第3回社福法人経営者大会	城山観光ホテル	講演・分科会等・懇談会
〃	17	第3回会計研修	〃	質疑応答・新会計基準決算
3	8	社会福祉法改正セミナー	〃	改正法運用解説セミナー